

解体業（破砕業）廃業等届出書			
年 月 日			
愛媛県知事 様			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
届出者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印			
電話番号			
解体業者（破砕業者）の名称又は氏名	ふりがな		
登録番号		登録年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日		
廃業等の理由	☐ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第64条第1号該当 ☐ 法第64条第2号該当 ☐ 法第64条第3号該当 ☐ 法第64条第4号該当 ☐ 法第64条第5号該当		
備考1 廃業等の日から30日以内に提出すること。 2 次の者が提出すること。 (1) 死亡した場合 その相続人 (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者 (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人 (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人 (5) その許可に係る解体業（破砕業）を廃止した場合 解体業者（破砕業者）であった個人又は解体業者（破砕業者）であった法人を代表する役員			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 □のある欄は、該当する□の中に $\searrow$ 印を記入すること。

5 解体業許可証又は破砕業許可証を添付すること。